特集

# 認定NPOとは?

どうして認定NPOは必要なの? 社会背景と制度を読み解こう! 前回の特集では、改正 NPO 法 (2012 年) の実現によって、ようやく 500 に到達した「認定 NPO 法人」の「今まで」を解説しました。今回は NPO 法施行 15 年を振り返りつつ、今後の課題を整理します。

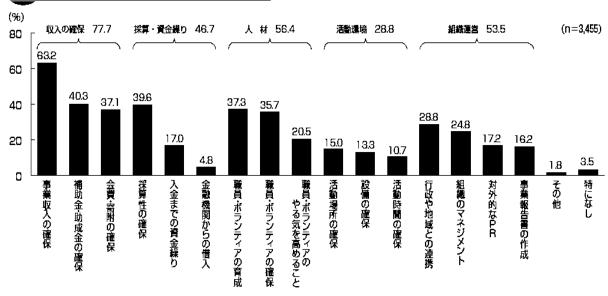
# 1. 15 周年記念シンポジウム

1998年12月、特定非営利活動促進法(NPO 法) が議員立法によって成立しました。内 閣が立案する法律(閣法)と違い、この法 律は政党や政権に左右されることなく、市 民と立法府の協力によって成立したとい う特徴的な背景がありました。翌年には超 党派議員による「NPO 議員連盟」も発足、 税制改革を含めた様々な課題の解決に向 け、政府と民間が一体となって取り組んで います。その結果、前回の特集でお知らせ したように、2011 年 6 月には改正 NPO 法 (2012年4月施行)と新たな税制を盛り込 んだ認定 NPO 法人制度が出来上がりました。 そして、こうした NPO 法人制度を巡る取り 組みが 15 年となることを受けて、去る 11 月 28 日「NPO 法これまでの 15 年、これか らの15年~NPO法の新しいステージに向け て」が開かれ、多くの NPO 関係者が参加し ました。出席して私が改めて感じたことは、 「認定 NPO 法人税制のさらなる改革」をメ インテーマとする、「寄付文化を日本に根 付かせる」ことこそが、これからの市民活 動に大変大きな、かつ必要な課題としてあ るということでした。

# 2. 認定 NPO 法人制度の本質

認定 NPO 法人制度は、「所轄庁を自治体 に移行する」、「3000円 100名の寄付があれ ば全体の収入に占める寄付の割合は問わ ない」などの改正によって、確かに門戸が 広くなりました。事実、法人数を見ても、 前回のつうしんでもご報告した通り、改正 以後は短期間で以前の認定 NPO 法人数の倍 に増え、ようやく全体の1%に達するよう になりました。しかしこの制度の本来の目 的は、数の増加に加えて、「寄付金を集め やすくなることによる、事業基盤の経済的 安定」にあります。日本政策金融公庫総合 研究所が 2011 年 9 月に実施した「NPO 法 人の経営状況に関するアンケート」による と、課題に挙げられた項目のうち実に77. 7%が収入に関するもので、事業収入など の対価性の高いものと、助成金/寄付金な どの支援性の高い財源に分かれるものの、 多くの NPO の財政基盤にまだまだ課題が残 っているということがわかります。今回の 記事執筆にあたり、いくつかの認定 NPO 法 人のスタッフに話を聞いたところ、その多 くは、認定が取れたことで「寄付が集めや すくなった」と充分実感するには至っては いないものの、「公益性が高い事業である」 という評価を受けられたことで団体の信 用が増し、例えば自治体からの委託事業の 際に、ひとつのアピールになり得るという ような期待も語られました。実際、私たち ぱれっとも認定を受けたことで、会員や企 業の皆様からさらに信頼していただける 団体になることが出来たと自負していま す。一方で、事業の維持発展には、助成金 や委託金などの使途が予め決められてい

# 図━10 活動を行ううえで苦労している点(複数回答)



質科:日平以朿金融公厙総合研究所'NPU 法人の経呂状况に関する実態調宜」(2011 平)

る資金のほか、家賃などのいわゆる基礎的な組織運営費が必要になりますが、こうした費用の捻出には寄付金などの自由度の高い資金の獲得が欠かせないのも事実です。この支援制度が整っていないと、大変素晴らしい事業を行なっていても、それを運営する組織基盤が安定せず、継続性が確保できない恐れが出てきます。新たな雇用の場としても注目されてきているNPO分野が今後さらに発展を図れるかは、この課題をどう解決するかにかかっています。認定NPO法人制度、並びにそれに伴う税制改革は、法律がその流れをバックアップする上で重要な課題なのです。

## 3. 税制改革の具体的課題

2013年9月20日付で9つの中間支援NPO が提出した「NPO 法人制度の税制改正に関 する要望書」によると、課題として現在挙 げられている事項は、「寄付金税制の拡充 等」で7項目、「NPO 法人税制の改善」とし て3項目あります。いずれも専門用語が多 く、すべてを列記してもわかりにくいと思 いますので、ここでは特に二つの点に絞ってお伝えします。こうした改革への要望は、NPO からだけではなく、超党派議員で組織された「NPO 議員連盟」からも提起されています。このメンバーは、2013年の9月終わりから10月初めにかけて米国視察を実施し、それを受けて、NPO法をさらに使いやすいものにするための提言も含んで報告しています。

### ■課題1. 年末調整での控除を可能に

当初は、所得控除のみであったこの制度 を最終的に納税する額から寄付金を控除 する「税額控除」を利用できるように改革 をしたことで、2012年の寄付金税額控除利 用者は27万人・52億円分にのぼりました。 しかし一方で、これらが確定申告を行なわ ないと利用できないため、少額寄付者を中 心にその煩雑さを敬遠して申告を行なわ ない人たちも相当数にのぼると見られて います。制度自体の社会全体への周知も不 足しています。改正の要望では、この手続 きを年末調整の段階、つまり寄付者の所属 する会社や事業所レベルで行なえるようにという案が提示されています。これにより、制度の周知が徹底され、利用しやすくなることが予想されます。一方で経済団体などから事業所の負担が増えるという懸念の声や、「寄付金受領書」(領収証)を発行した認定NPO法人の資格確認作業をどうするか、など解決すべき課題もまだまだあります。

■課題2. 法人寄付のメリット拡充を 日本とアメリカにおける寄付市場で特 徴的な相違点は、法人と個人の寄付のバラ ンスです。

	個人寄付	法人寄付
日本 (2010)	4874 億円	6957 億円
米国(2011)	2177 億ドル	145 億ドル
	(約 17 兆	(約1兆
	3700 億円)	1570 億円)

資料:「寄付白書 2012」(日本ファンドレイジング協会編) ※1 ドル≒79.79円 (2012 年の為替平均)

この統計から、概ねアメリカでは個人寄付 の比率が多く日本では法人寄付の比率が 多いということがわかります。他国との比 較で見ても、日本の法人は寄付に対して決 して消極的ではないことがわかっていま すが、どれだけの税制上のメリットがある かという点では、まだまだ充分整備できて いるとは言えないのが現状です。寄付と税 金の関係を考える際に良く言われるのは、 「法人が国に払う税金を寄付に変えて市 民団体へ流していこう」という考え方です。 しかし現在の認定 NPO 税制では損金算入 (税法上の費用として認められる) の限度 が狭いために、メリットがあまり受けられな いということになっています。また、自社製 品を寄付した場合でも、損金算入は限度額 内しか認められないという制限もありま

す。ぱれっとの経理を支えて下さっている 税理士の福井由紀子氏も「損金算入限度額 を広げないと法人の寄付市場は伸びない」 と指摘しています。先に述べた要望書では 「損金算入限度額を所得の10%に。現物 寄付は全額損金算入を認めることで法人 向け寄付税制の拡充を」と訴えています。

# 4. まとめとして

2011年に発生した東日本大震災は、日本 中に大きな傷跡を残しました。発生からま もなく3年、復興はまだまだ道半ばです。 この出来事を契機に、日本全国に「寄付」 といううねりが大きく起こり、2011年の統 計では 8512 万人、国民の 77%の人たちが 何等かの寄付行為を行なったというデータ があります。これは、復興を含めて NPO の 事業に市民の関心が向き始めていること を意味していると思います。事実、「寄付 白書 2012」(日本ファンドレイジング協会 編)の調査結果では震災を契機に「政府に まかせきりにはできないと思った」という回 答が多くを占め、ついで「家族の絆、地域 の絆を意識した」という声も多数上がって います。震災は本当に悲しい出来事でした が、同時に、私たち NPO に地域社会の中で 重要な役割を与えられたようにも思いま す。そんな中で、認定 NPO 法人の制度改革、 支援税制の確立は、組織基盤の安定に不可 欠な取り組みです。そして NPO も、専門性 を活かしながら、より広い視野で社会を見 つめ、より多くの方々から支えて頂けるよ うな、公益性、透明性の高い事業展開が求 められています。お知らせしている通り、 ぱれっとも 2013 年 7 月、認定 NPO 法人と なりました。今まで以上にしっかりとした 組織運営が必要になってきます。

(認定 NPO 法人ぱれっと事務局長 南山達郎)